

「教育データ利活用の加速化に向けた実証研究・伴走支援等」

質問及び回答

No.	質問	回答
1	<p>当機関では、県立高校向けの生徒の見守り支援システムの導入に向けて当機関独自にプロポーザルを実施し、当機関として業者と直接契約する計画があります。公募要領5（P9）では、「とりまとめ事業者が参画事業者に再委託等を行う」とされていますが、当機関独自の契約（当機関と業者の直接契約）と並立させることは可能でしょうか。あるいは、当機関が契約した事業の一部経費についてのみ、とりまとめ事業者から当機関（または参画事業者）に費用補填・分割契約をするような枠組みは可能でしょうか。</p>	<p>本委託事業の契約と各機関独自の契約を並立することは可能です。ただし、二重計上にならないよう、各契約に関する予算は明確に分けるよう留意ください。</p> <p>なお、貴機関の契約形態にもよりますが、貴機関独自の契約の一部を、本委託事業で補填・分割する契約を結ぶことはできないと考えられます。必ず、それぞれの事業に関する契約を明確に分けて締結ください。</p>
2	<p>本委託事業は単年度実施か、それとも複数年度に渡って取り組めるのでしょうか。</p>	<p>本委託事業は単年度契約です。次年度以降の本委託事業の実施については、現時点では未定です。</p>
3	<p>公募要領4-(1)-④（P7）に「実証機関等が手動で連携する方法は不可とする」とありますが、この意味するところをもう少し詳細に伺いたいです。例えば、教員が既存システムからCSV等を出力し、本事業のシステム（ダッシュボード等）へ手動で『アップロード（インポート）』する運用や、所定のフォルダにファイルを置くような運用は、「手動不可」要件に該当するのでしょうか。（学校の教員は実証機関等に該当しないとして、現場でのこのような一定の作業は、過剰に負担を増やすことでなければ許容されるのかなと考えていますが、「実証機関等の手動連携不可」の具体的な範囲について教えていただければと思います）。</p>	<p>実証機関等の手動での連携は、実証機関や学校の負担軽減のため、システムによる自動連携を求めるものであり、自動連携に該当しない場合は、全て手動連携に該当します。例示いただいた教員がCSV等を出力し、手動で別のシステムにインポートする場合や、手動で所定のフォルダに格納する場合は、手動での連携に該当します。（なお、「初等中等教育におけるシステム間連携のための相互運用標準モデル」PSE_interoperability_standard_V5p00.pdf）の技術仕様において、校務支援システムから学習eポータルへの名簿情報の提供は、OneRosterCSVにより、校務支援システムの標準に則ったCSVの出力と学習eポータルにおけるCSVの入力による連携が推奨されているため、この部分については必ずしも自動連携を求めません。）</p>

		<p>ただし、本事業における実証期間内において、完全な自動連携の達成は求めません。事業期間中及び事業終了後にかけて、システムの自動連携を行っていく方針としてください。</p> <p>なお、4-(1)-④における「実証機関等が手動で連携する方法は不可とする」には、学校の教職員も含まれます。</p>
4	<p>公募要領 7-(2)-③ (P14) の＜優先テーマ＞「全国学力・学習状況調査の結果の活用」について、優先テーマとして認められる活用の範囲をご確認させていただければと思います。同調査データは個人情報保護の観点から個別児童生徒への名寄せが基本的に困難かと存じます。公募要領 4-(1)-④ (P7) では「児童生徒の様々なデータを同一ユーザのものとして識別し管理・連携する仕組み」が求められる機能となっておりますが、全国学調データを活用する場合、個人の名寄せをしない利用方法でも、優先テーマの「全国学調結果の利用」として認められるのでしょうか。(例えば、『学校やクラス全体の基礎学力の傾向を示す統計データ』としてシステムに取り込み、個人の探究学習評価の背景情報としてダッシュボード等で掛け合わせて活用するような場合も、本優先テーマを満たしていると評価されますでしょうか。)</p>	<p>全国学力・学習状況調査のデータは、各学校において個人識別情報との突合が可能であり、名寄せが可能であると認識をしております。(文部科学省学力調査室にも確認済み。)</p> <p>全国学力・学習状況調査のデータの活用には、児童生徒を同一のものとして識別し、連携する活用のみならず、実証機関の目的に沿った統計的なデータとしての活用も含まれます。(ただし、単にデータ項目に全国学調データを上げるだけの計画は認めません。統計的なデータの利活用がどのように実証機関の目的に資するか、又は、ほかのデータとの組み合わせによりどのような効果を得たいかなども含めて分かるよう提案をお願いします。) 例示いただいた「学校やクラス全体の基礎学力の傾向を示す統計データ」として探究学習評価の背景情報と掛け合わせて活用する場合も該当します。</p>
5	<p>公募要領 7-(2)-③ (P14) の＜優先テーマ＞「実証機関内の関係部局等や実証機関以外の機関等が保有するデータを連携した支援」が想定している内容と、優先テーマとして認められる範囲について確認できればと思います。例えば、実証機関の所管している学校自身が日常的に保有している成績やワークシートのデータと、大学等の研究機関が研究開発した『評価規準(ループリック)のデータ』を連携させるような提案は、本テーマに該当すると解釈してよろしいでしょうか。(関係部署や実証機関以外の機関が「保有するデータ」はその対象とする当</p>	<p>実証機関内の関係部局等や実証機関以外の機関等が保有するデータを連携した支援は、児童生徒を同一のものとして識別し、連携・活用する場合を想定しています(例:学校及び教育委員会が有するデータと(教育委員会の内外を問わない)福祉部局のデータを組み合わせるような場合。組み合わせるデータは福祉部局のものに限らない)。</p> <p>例示いただいた学校が保有している成績等のデータと、大学等の研究機関が研究開発した評価規準(ループリック)のデータの連携は該当しません。</p>

	該子供達のデータである必要、など一定の条件はあるのでしょうか。)」	
6	事業計画書 (P2)「2. 教育データ利活用の目的に関する項目」について、該当する目的に複数チェックを入れることになっていますが、複数選択した場合、実証期間中にそれらすべての目的について効果検証まで完了させることが期待されるのは、特に注力する1項目のみという理解でよいでしょうか。	チェックした全ての目的について、効果検証を実施いただきます。
7	審査基準V-1-②の「応募期間の教育データ利活用の状況を分析し、適切な「枠」の選択が行われていること」について、「枠」の選択の適切性はどのように判断されるのでしょうか。 (成長枠・発展枠の差は定義上「取組の継続性」と認識していますが、単純に期間で判断されるのでしょうか。その場合どの程度の期間か基準はありますか。)	各実証機関における事業計画書を踏まえ、審査委員会において、各枠組みの趣旨に沿った事業計画であるかや、実施要件を満たしているか等、審査委員会の審査によって適切性の判断がされます。 公募要領 7-(2)-① (P13) 及び公募要領 4-(1) の「教育データ利活用の段階に応じた分類」をよく確認の上、応募ください。
8	公募要領 4-(1)-⑤ (P7) 基礎枠における「プロトタイプや学習ツール等について、実証機関や学校(初等中等教育段階の学校種に限る)における試用を行う。」の「プロトタイプの試用」とは何を指すでしょうか？実業務での実地検証を指すのか、いわゆるシミュレーションをおこなうのか、いずれを想定しているのでしょうか？	教育データ利活用に向けた目的・方法・活用するデータ・システム等の検討を踏まえて、とりまとめ事業者とともにデータ分析のプロトタイプを作成いただくことを想定しています。その後、実証機関や学校において、一部の教職員を対象に、試験的にプロトタイプや教育データが蓄積される学習ツール等を使用してもらい、検証を行うことを想定しています。
9	現在、当機関として、業者に委託契約し、学習や学校生活に関する教育データ利活用を実施しております。長期継続契約をしているところですが、委託業者と教育委員会、学校現場にて教育データ利活用を本事業に基づき改善していく場合、本事業の予算を活用することは可能ということでもよろしかったでしょうか。	本委託事業の契約と各機関独自の契約を並立することは可能です。ただし、二重計上にならないよう、各契約に関する予算は明確に分けるよう留意ください。
10	基礎枠としての応募を想定しているところ、公募要領「4 実施内容」の各段階における「とりまとめ事業者の支援」として想定されている業務内容を教えていただけると幸いです。基礎枠として参加した場合に、当機関内での検討に	とりまとめ事業者からの基礎枠に対する支援は、事業開始後、とりまとめ事業者と実証機関との相談のもと、具体的な支援内容を決定いたします。基本的には、「教育データ利活用のステップβ版」に基づき、データ利活用の目的、

	際して、「プロトタイプ作成」以外に具体的な作業を依頼するようなことは可能でしょうか。	方法、活用するデータ等の整理を実証機関において検討していただく際に、とりまとめ事業者が助言すること、必要に応じて有識者も含めた打ち合わせを行うこと等を想定しております。実証機関においてとりまとめ事業者に支援を希望する事項があれば、事業計画書にて提案ください。(ただし、提案いただいた希望すべてを支援できるものではないこと、ご承知ください。) ※ 質問 18 も関連しますので、ご参照ください。
11	公募要領 4-(2) (P8)に「児童生徒向けのアンケート調査やヒアリング調査を予定しているが、…」とあります。当機関では児童生徒がシステムのユーザーとしては想定していません。その場合、児童生徒に対して調査することはないと思っていますが問題ないでしょうか。	御認識のとおりです。事業計画書において、システムのユーザーを明記いただけるとよいと存じます。
12	特別支援教育の分野で取り組む場合、当機関が分析し、今後の施策等(特別支援教育推進指針)に反映させる事が目的となってもよいのでしょうか。	ご提案いただいたような内容については、「教育データ利活用の目的」のうち、「施策立案のためのデータ活用」に当たるものと考えますので、本事業の範囲内であると考えます。ただし、分析するデータには統計的な調査の結果のみではなく、学校等で把握できる教育データを含むものとするのが望ましいです。(例：、学校のデータを元に検討した指針の検証やネクストアクションの検討に学校も一緒に取り組む等)
13	公募要領 7-(4) (P14)に「所要経費の根拠資料」とありますが、こちらはどれくらいの範囲のものを指しますでしょうか。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 旅費や謝金の学内規則 ・ 購入予定の消耗品や備品の見積り ・ システム開発に係る経費の見積り(参画事業者に係るシステム開発費) などかと思いますが、計上している項目全てについて、上記のようなものが必要になりますでしょうか。	想定している資料は御記載いただいたような資料です。原則、計上している項目全てについて根拠資料は必要となります。基礎枠においては、システム開発経費の見積もりが困難である場合も想定されると認識しておりますが、そのほかの事情により根拠資料の提出が難しい場合は、その理由書(様式を問いません)の御提出をお願いします。 なお、本委託事業では、原則、設備備品の購入は認めておらず、もし備品を使用する場合は

		ースとしていただくようお願いいたします。
14	<p>当機関が導入予定のシステムはクラウドベースのパッケージサービスであり、経費の大半が生徒数に応じた「ライセンス利用料」となります。</p> <p>公募要領 6-(2) (P10)では「追加的に必要性が生じたライセンス費に限る」との記載がありますが、実証研究を行う上で必須となる全生徒分のシステム利用料・初期設定費は、本事業の調達範囲（実証に必要な経費）として認められるか御教示ください。</p>	<p>原則、パッケージサービス利用のためのライセンス利用料は、本事業の調達範囲外となります。本事業の委託費の有無によってシステム利用自体が左右される状況は、貴機関における取組の持続性の観点で本事業の趣旨に沿わないと考えます。</p>
15	<p>本事業の「成長枠」や「発展枠」の実証において、一部の重点校・モデル校からスモールスタートするのではなく、最初から当機関が所管する高校全校（約120校）に一斉にシステムを導入し実証・検証を行う計画でも、要件を満たし評価の対象となるか御教示ください。なお、現時点では、「成長枠」で応募予定です。</p>	<p>要件以上の規模で実証・検証を行う計画であれば、いずれの枠でも評価の対象となります。</p>
16	<p>応募時の事業計画書には「参画事業者」を記載する必要がありますが、当機関のプロポーザルの業者選定期間と応募期限が非常に近接しています。応募の時点で、まだ当機関との正式な契約に至っていない（選定直後・協議中等の）業者を参画事業者として記載して応募することは可能か御教示ください。</p>	<p>応募の時点で確定していなくても問題ありません。事業計画書には「プロポーザルによって選定される事業者を指定」等、実態に即した記載をお願いします。その際、事業計画書の内容が適切に実施されるようにプロポーザルの要件を調整している旨、御記載ください。</p>
17	<p>既存のSaaS型パッケージソフト（健康観察やいじめアンケートの機能を持つシステム）を導入する場合、「相互運用標準モデル」や「教育データ標準」への完全な準拠はどこまで厳密に求められるのでしょうか。パッケージの仕様上、短期間でのデータ連携機能の改修が難しい場合でも、採択の対象となり得るか御教示ください。</p>	<p>本事業における実証期間内では、「相互運用標準モデル」や「教育データ標準」への完全な準拠を、採択の要件とはしておりません。</p> <p>ただし、各システムの連携を進めるにあたり、独自のルールを新たに作ることは推奨しておりませんので、自治体における教育データ利活用の目的・方法が達成できる範囲で、「相互運用標準モデル」や「教育データ標準」に準拠することを推奨します。</p> <p>（例：データ分析のために複数のシステムのデータの形式を整える場合には、「教育データ標準</p>

		準」を参照する)
18	<p>今回の教育データ利活用にあたって、目的に応じたデータの棚卸や、データサイエンスの視点からの助言等をいただきたいと思います。文部科学省が委託される事業者は、データの棚卸しなどを行うプロジェクトマネジメントやコンサルティング業務、データサイエンティスト、機械学習エンジニア、データアナリスト、統計モデラー、データエンジニアなどの専門的な知見による助言やサポートを担ってくださるのでしょうか。それとも、適切な専門家を紹介いただくなど、再委託という形で支援していただくイメージでしょうか。</p>	<p>文部科学省が委託するとりまとめ事業者は、御記載いただいたような、データの棚卸の作業やデータサイエンティスト等の専門的な知見に基づいた助言や支援は担いません。</p> <p>また、とりまとめ事業者が設置する有識者は、本事業全体や実証研究の実施全体に関わる指導助言ができる有識者(先進自治体の職員や研究者等)を想定しています。ただし、適切な専門家を探すための御相談は可能です。</p> <p>各実証機関が作業を外注したい場合の事業者や、個別に助言を仰ぐ専門家に対しては、実証機関の委託費から謝金や人件費等で対応ください。</p>
19	<p>当機関が指定する参画事業者への費用は、とりまとめ事業者から参画事業者に、直接支払われると考えてよろしいでしょうか。当機関では、「実証機関で必要となる経費」を予算確保し、年度末に補助金が入るという流れで問題ございませんでしょうか。合わせて、予算要求の時期(例えば、6月補正予算で対応可能かなど)について、ご教示いただけますと幸いです。</p>	<p>参画事業者への費用支払いについて、御認識のとおりです。</p> <p>実証機関への費用支払いについて、御認識のとおりですが、「補助金」ではなく「委託費」の支払いとなります。</p> <p>予算要求の時期について、文部科学省が指定するものではなく、各実証機関の実情に合わせて決定していただくものと認識しておりますが、実証機関の指定を受けてから手続きを進めていただくと6月補正予算での御対応が順当と考えられます。</p>
20	<p>発展枠での応募を希望しております。これまでに当機関内部で、データ連携を目指したデータベース基盤の整備とデータ収集に関するルール作りを進めてまいりました。令和8年度は、実際にデータ収集をはじめ、県域への横展開も視野に入れたモデルとして稼働させる段階を目標としており、これは発展枠の趣旨と合致していると考えておりますが、いかがでしょうか。</p>	<p>御認識のとおりです。県域への横展開を視野に入れたモデルということであれば、「教育データ利活用による効果」の整理も自ずと含まれると思われしますので、その観点を実証研究の計画に含めて御記載ください。</p>

21	<p>本事業に参画する際には、これまで難しかったガバメントクラウドを活用した行政系データとの横連携も合わせて検討したいと考えております。これには新規の開発やシステムの構築だけでなく、業務の棚卸なども伴う見込みですが、この取り組みについても発展枠として問題ございませんでしょうか。</p>	<p>問題ございません。業務の棚卸により新しいユースケースの検討をしていただけるものと思われまますので、発展枠の趣旨に該当します。また、行政系データとの横連携は優先項目にも該当します。</p>
22	<p>申請主体は、附属学校を有する国立大学法人および都道府県教育委員会の連携による申請を予定しております。実証先は、当該都道府県内の5つの中学校区（小・中学校あわせて15校程度）および国立大学附属学校を予定しております。まず、上記のような体制・枠組みによる申請は可能でしょうか。</p> <p>また、都道府県教育委員会は、各中学校区の学校設置者である市区町村教育委員会と適切に連携を図っておりますが、諸般の事情により、当該5つの市区町村教育委員会は申請主体とはならない見込みです。この点について問題がないか、あわせてご教示いただけますと幸いです。</p>	<p>附属学校を有する国立大学法人および都道府県教育委員会の連携による共同応募は可能です。複数の学校設置者による共同応募の場合は、幹事となる学校設置者を定めた上で、当該学校設置者が応募に必要な資料を提出ください。</p> <p>また、ご質問いただいた中学校設置者である市区町村教育委員会が申請主体とならない場合も応募可能ですが、事業計画書の「実施体制、役割等が分かる全体像（図）」には、市区町村教育委員会の担当者も含めた体制を記載ください。なお、市区町村教育委員会および設置する中学校には、委託費の支出ができないことご承知おきください。</p>
23	<p>成長枠においては、複数の重点校を指定し実証を行うことと理解しておりますが、当町は小学校2校・中学校1校の計3校のみの小規模自治体のため、重点校の設定に関して次の点を確認させてください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校数が少ない自治体の場合、全校を重点校として指定することは可能でしょうか。 ・重点校の最小校数、割合、又は指定基準がある場合、その考え方をご教示ください。 	<p>要件以上の規模で実証・検証を行う計画であれば、いずれの枠でも評価の対象となります。成長枠においても全校を重点校として指定することは可能です。また、重点校の最小校数は初等中等教育段階の学校種から複数校（2校以上）としています。</p>